

第4次熊本市環境総合計画の策定について (たたき台)

令和3年(2021年)5月 環境政策課

目次

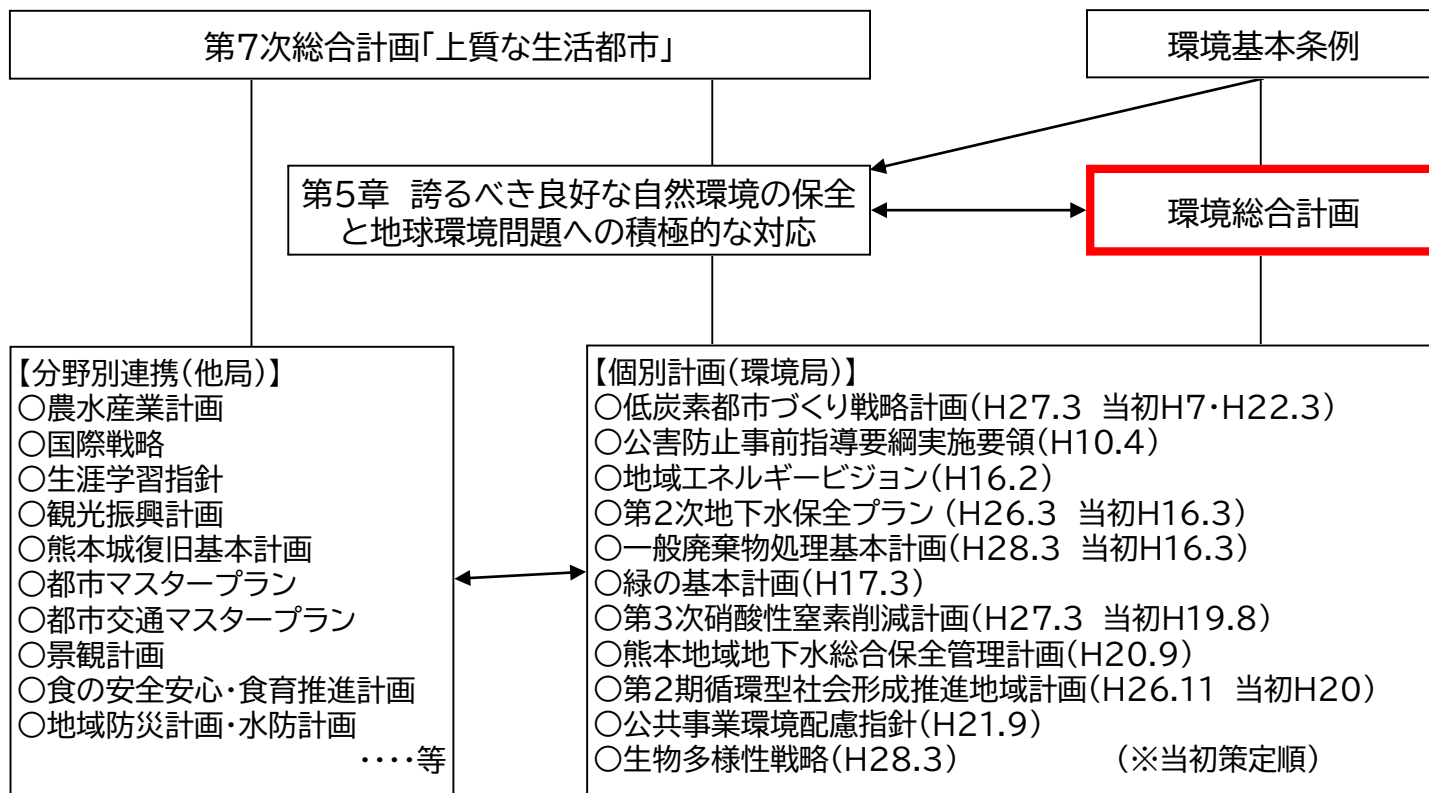
I	現計画の概要	3
II	計画策定に向けて	6
III	次期計画の考え方	7
IV	次期計画の体系	8

I 現計画の概要①

<計画の位置づけ>

本市では昭和63年(1988年)に制定した環境基本条例に基づく、「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」として、平成5年(1993年)に第1次環境総合計画を策定以後、第3次に至るまで計画を策定し、環境行政を進めてきた。

環境総合計画は、環境行政のマスタープランと位置付けており、市総合計画と個別計画との間に位置付けられる計画である。



I 現計画の概要②

<現計画について>

環境分野の長期的な方向性及び目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・行政のそれぞれに求められる役割と取組の方向性を明らかにするため、平成23年(2011年)3月に策定した。

本計画では、目指す都市像を実現するための方向性を5つの基本理念でまとめ、これに基づく具体的な方向として、5個の環境目標と2個の重点協働プロジェクト、8個の中目標、25個の小目標の3層構造で設定している。

中目標ごとに成果指標、小目標ごとに参考指標を設定している。

計 画 期 間:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)まで(10年間)

中間見直し:平成28年度(2016年度)

第1章 計画の基本的な考え方

- ・環境行政の歩みと今日の課題
- ・計画改定の目的と位置づけ
- ・計画改訂の基本的な考え
- ・計画の範囲 ・計画の期間 ・本市の概況

第2章 計画の基本理念

- ・計画の目指す都市像
- ・基本理念～進むべき方向
- ・計画の環境目標(基本計画と重点協働プロジェクト)

第3章 基本計画

- ・基本計画体系
- ・基本計画
- ・重点協働プロジェクト

第4章 推進体制

- ・計画推進の基本的考え
- ・計画の推進体制
- ・計画の進行管理

I 現計画の概要③

<第3次環境総合計画の全体像>

目指すべき都市像：未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市

基本理念 1

豊かな自然と文化の保全と活用

熊本市の豊かな自然、歴史・文化を世界に誇れる環境資源としてまもり育み、世界へ発信していくまちづくりを行います。

基本理念 2

環境の変化への対応と適応

地球や都市を取り巻く環境の変化に対して正確な情報収集と発信を行い、状況に応じた適切な対応と適応に努めながら、循環型・低炭素・自然共生社会を形成します。

基本理念 3

環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり

環境負荷の少ない、少子高齢化にも対応できる多核連携型の都市構造への誘導や、新たな行政区ごとの自然や文化などの地域の環境特性に応じたまちづくりを行います。

基本理念 4

環境と経済・社会の調和

持続可能な社会を形成するために、環境保全活動と経済活動、市民生活が調和した社会をつくります。

基本理念 5

環境文化都市を推進するひとづくり、まちづくり

環境保全活動を実践する市民や次世代の環境保全を担う人材を育成する、「ひとづくり」「まちづくり」を推進します。

目指す都市像を実現するための
環境目標(基本計画)

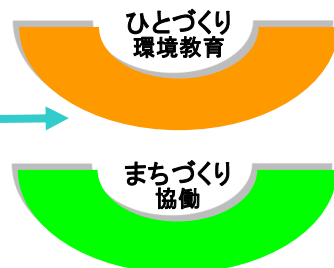
1 **豊かな水と緑をまもり
生きものを育む
都市をつくる**

2 **くまもとの風土を
活かした都市をつくる**

3 **環境負荷を抑えた
循環型社会をつくる**

4 **地球温暖化を防ぐため
低炭素社会をつくる**

5 **市民が快適に過ごせる
生活空間をつくる**



重点
協働
プロシ
エクト

中目標		小目標	
1-1	恵み豊かなくまもとの地下水をまもる	豊かな地下水をまもる	
		清らかな地下水をまもる	
		広域的な連携を進め情報を発信する	
1-2	自然豊かな「森の都」をまもり、育てる	緑をまもる	
		新たな緑をつくる	
1-3	人と生きもののつながりについて学び、まもる	自然とのふれあいを進める	
		生きものを育む自然環境をまもる	
2-1	歴史文化をまもり、育てる	歴史的文化遺産等を保護し、継承する	
		環境資源等を活かした産業を育てる	
2-2	魅力ある都市空間をつくる	自然や歴史を活かした都市景観をつくる	
		市民の憩いの場となる公園を整備する	
		安全で快適な道路環境を確保する	
3-1	ごみを減らし、資源循環のまちをつくる	事前配慮の仕組みをつくる	
		ごみの減量とリサイクルを推進する	
		適正なごみ処理を実施する	
4-1	地域から地球温暖化の防止に貢献する	省エネルギー・創エネルギーを推進する	
		環境にやさしい交通を推進する	
		低炭素型ライフスタイルを実施する	
		資源を有効に活用する	
5-1	心地よい生活空間をつくり、安全・安心な暮らしをまもる	さわやかな大気をまもる	
		騒音・振動のないまちをつくる	
		河川や海の水質をまもる	
		有害化学物質による汚染を防ぐ	
		安全・安心な暮らしをまもるため体制を整える	
		安全・安心な暮らしをまもるため調査研究し情報を発信する	

Ⅱ 計画策定に向けて

<根拠条例の状況>

環境基本条例の改正作業を行っており、令和3年(2021年)10月1日施行の予定としている。
改正後の環境基本条例の趣旨を踏まえて、第4次環境総合計画を策定する。

<見直しにあたっての考え方>

① 条例との整合が図られていること

- ・ 30年ぶりの改正となった環境基本条例の趣旨が最大限活かされているか。
- ・ 昭和63年(1988年) 自然環境と生活環境の悪化
→ 令和3年(2021年) 地球環境の保全や脱炭素社会の構築＝持続的発展が可能な環境づくり

② 現計画の検証結果を踏まえた計画や事業設定がされていること

- ・ 成果指標や参考指標が伸び悩んだ取組は、ゼロベースで見直す。

③ 社会情勢の変化や新たな環境課題への対応が盛り込まれていること

- ・ SDGs
- ・ IPCC特別報告書、脱炭素社会の構築、2050年ゼロカーボン
- ・ プラスチックごみ問題
- ・ 熊本地震による意識の変化、新型コロナウイルスによる新しい生活様式への対応
- ・ 地域循環共生圏の創造・実現
- ・ 先進的なエネルギー政策の発展
- ・ 食品ロス対策
- ・ アジア・太平洋水サミットや全国都市緑化フェアの開催
- ・ アライグマ等の外来生物対策
- ・ 資源物持ち去り対策と、高齢世帯増によるごみ出し困難者への支援
- ・ 不法投棄対策

④ 関連計画等との整合が図られていること

- ・ 熊本市第7次総合計画と環境分野の個別計画をつなぐ計画となっているか。
- ・ 環境基本法や国の環境基本計画との整合が図られているか。

Ⅲ 次期計画の考え方

以下のとおり現計画と概ね同様の章立てで構成する。

計 画 期 間:令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間
※ 年次で環境審議会に進捗状況を報告しながら、必要に応じて見直す。

対 象 区 域:熊本市全域

(特記事項)

- ・ 現計画で個別に記載されていた「市民の役割」、「市民活動団体の役割」、「事業者の役割」については、全文及び**市民の責務(条例第5条)**や**事業者の責務(条例第4条)**を含む広報を積極的に行うことで、施策への参画・協働を促す。
- ・ 基本方針＞施策＞取組＞具体的取組の4層構造とし、基本方針と施策は新条例第6条各号に沿ったものとする。
- ・ 基本方針の中で計画期間中に特に重点的に取り組むものを重点戦略と位置付ける。
- ・ 環境影響評価など、新条例第8～10条の内容は横断的取組とする。
- ・ 現計画との継続性も重要であることから、継続性が重要な項目については、「現計画の小目標」と「新計画の取組」はできるだけ同じものにする。

第1章 計画の基本的事項

- ・はじめに
- ・計画策定の視点
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象区域
- ・計画の期間

第2章 計画の理念・目標

- ・基本理念
- ・目指す都市像
- ・基本方針、横断的取組
- ・重点戦略

第3章 基本計画

- ・施策体系
- ・達成指標
- ・基本方針の達成に向けた施策の展開と重点戦略の実施

第4章 SDGsの目標との関係性

- ・本計画とSDGsの対応表

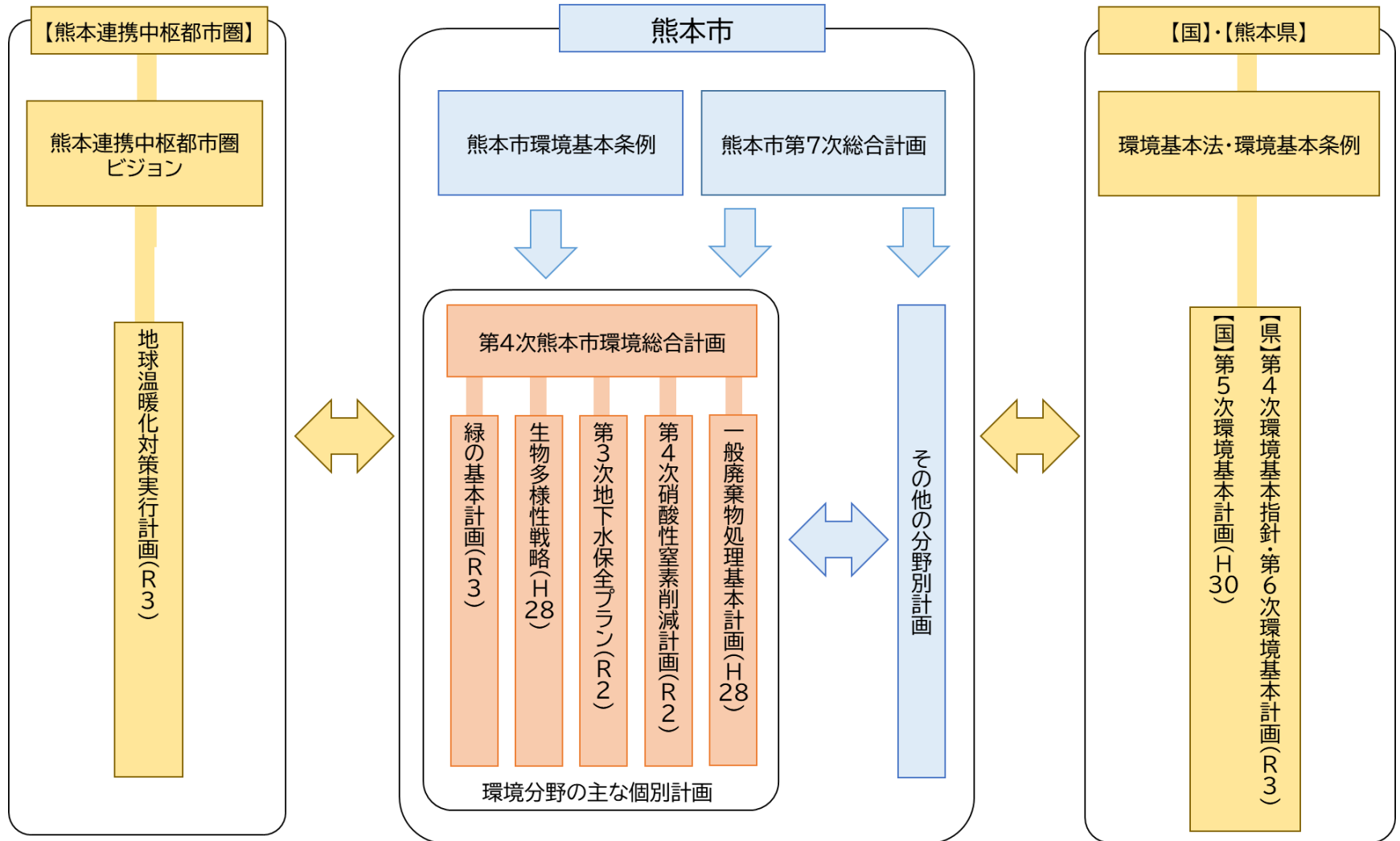
第5章 計画の推進

- ・推進・評価体制
- ・進行管理の手法

IV 次期計画の体系①

<計画の位置づけ>

現計画の位置づけから、国や県、連携中枢都市圏との連携を加え、双方に働きかけができる仕組みを構築



IV 次期計画の体系②

	第3次	第4次(案)
策定年月	平成23年(2011年)3月	令和4年(2022年)3月
計画期間	H23(2011)~R2(2020)	R4(2022)~R13(2031)
基本理念(目指す都市像)	未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市	(仮)自然・歴史・文化の恵みを活かした持続可能な環境保全都市
都市づくりの方向	市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち 「上質な生活都市」	
将来都市像	誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応	
目標	環境目標	基本方針
	1 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる 2 くまもとの風土を活かした都市をつくる 3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる 4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる 5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる 6 重点協働プロジェクト 「ひとづくり」 「まちづくり」	1 良好な生活環境をまもる 2 良好な自然環境をまもる 3 歴史的・文化的環境をまもる 4 自然共生社会を構築する 5 循環型社会を構築する 6 地球環境の保全に貢献する 7 横断的取組 「環境影響評価を推進する」 「環境教育を推進する」 「国等との連携と国際協力に取り組む」
計画の特徴	- 計画期間の環境行政の方向性を示す基本理念を、環境目標と別に定義 - 環境目標に共通して取り組むべき「ひとづくり」「まちづくり」を重点協働プロジェクトとして設定 - 第6次熊本市総合計画を踏まえ、政令指定都市移行を視野に入れた構成	30年ぶりの大幅な改正となる環境基本条例に沿った計画 - 継続性を重視しつつも、SDGsなどの社会情勢の変化に対応

IV 次期計画の体系③

基本理念(目指す都市像)

(仮) 自然・歴史・文化の恵みを活かした持続可能な環境保全都市

※ 上記は事務局案であり、環境審議会にてご議論をお願いします。

なお、引用は環境基本条例前文です。

(前文)

私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される**自然**と、先人の築いた**歴史的**及び**文化的**遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。

しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。加えて、人類の活動のグローバル化に伴い、ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵(かじ)を切る中、環境、経済及び社会の相互に関連した様々な課題を同時に解決することが求められている。今日の環境問題が、地域の問題と密接に関連して発生していることを踏まえ、健全な経済の発展を図りつつ、同時に環境への負荷を少なくし、**持続的**に発展することができる社会を構築するためには、地域において将来を見据えた長期的な目標を掲げるとともに、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。

私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な**環境**を**保全**し、これを将来の市民へと継承する責務がある。

この責務のもと、これまで様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来を見据え長期的に取り組むとともに、更なる行動の変革を起こさなければならない。

私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の花神にかんがみ、ここにすべての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、参画と協働の下、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

IV 次期計画の体系④

〈 施策体系図 〉 環境基本条例と整合を取った体系とする。

1 良好な生活環境をまもる(6条1項)

- 公害を防止する
- ★ 土地の適正利用を図る
- 都市景観を保全する
- ★ 青少年の健全育成を図る
- 公共施設を整備する

2 良好な自然環境をまもる(6条2項)

- 森林と緑地を保全する
- 都市緑化を推進する
- 地下水や河川を保全する
- 自然景観を保全する

3 歴史的文化的環境をまもる(6条3項)

- 伝統的な建造物と文化財を保存する
- 伝統的な建造物と文化財を活用する
- 歴史的景観を維持する
- 名所、旧跡等を整備する
- ★ 文化活動を推進する

4 自然共生社会を構築する(6条4項)

- 生物多様性を保全する
- ★ 生物多様性の恵みを持続的に活用する

5 循環型社会を構築する(6条5項)

- 廃棄物の発生を抑制する
- 資源を循環的に利用する
- 廃棄物と資源を適正に処理する

6 地球環境の保全に貢献する(6条6項)

- 地球温暖化を防止する
- ★ 気候影響変動に対して適応する
- ★ オゾン層を保護する
- ★ 海洋の汚染を防止する

7 横断的取組(8～10条)

- ★ 環境影響評価を推進する
- 環境教育を推進する
- ★ 国等との連携と国際協力に取り組む

IV 次期計画の体系⑤

次期計画の指標設定の考え方

毎年度の実績や、市民アンケートによる認知指標を使用

なお、意識指標(〇〇を感じる割合等)については、実績や認知指標がそぐうものがない場合のみに使用

指標について

- ① 達成指標(KGI・重要目標達成指標)
… 前ページの施策体系を取りまとめるために1つ設定
- ② 成果指標(KPI・重要業績評価指数)
… 施策ごと及び横断的取組ごとの進捗度合いを測る客観的な指標とする
- ③ 参考指標 … 取組ごとに成果指標を補完する

指標の設定について

- ① 成果指標や参考指標はSDGsの169のターゲット(行動目標)と232のグローバルインディケーター(達成度を図るための数値指標)をもとに自治体SDGs推進評価・調査検討会にて作成された、「地方創生SDGsローカル指標リスト」を使用
- ② SDGsのターゲットとインディケーターを参考に本市にて独自に作成した指標を使用
- ③ 前計画で使用していた指標を使用することも施策の継続性という観点から重要であることから、前計画から引き継いだ指標も使用

IV 次期計画の体系⑥

計画のまとめ方について
※施策ごとに1シートで作成

現状と課題を簡潔にまとめる
関連するSDGsゴールアイコンを表示

取組ごとに具体的取組を記載し、担当課を明記する
※毎年の進行管理を着実に行うことが可能になる。

施策の成果指標と、取組の参考指標を併記する。
※現計画では成果指標は中目標の箇所に、参考指標は小目標の箇所に記載されていたが、今回は一覧とすることで、見やすくする。

施策 ●-●				
現 状				
課 題				
施策の方向性				
取組	具体的取組	担当課		
成 果 指 標				
成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値	指標 種別
参 考 指 標				
参考指標	単位	R2 基準値	R13 目標値	指標 種別